

議案第34号

北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月10日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和2
2年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第3条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。